



第40回
全国環整連
全国大会
in SHIGA

平成26年10月30日(木)・31日(金)

大津プリンスホテル



主催：全国環境整備事業協同組合連合会

担当：全国環整連 東海・近畿地区協議会 滋賀県環境整備事業協同組合

後援：環境省、滋賀県、大津市、滋賀県市長会、滋賀県町村会

次 第

適正処理推進部会

部会長 谷山紀行

浄化槽部会

部会長 牧野好晃



下水道部会

部会長 木村俊哉

循環資源推進部会

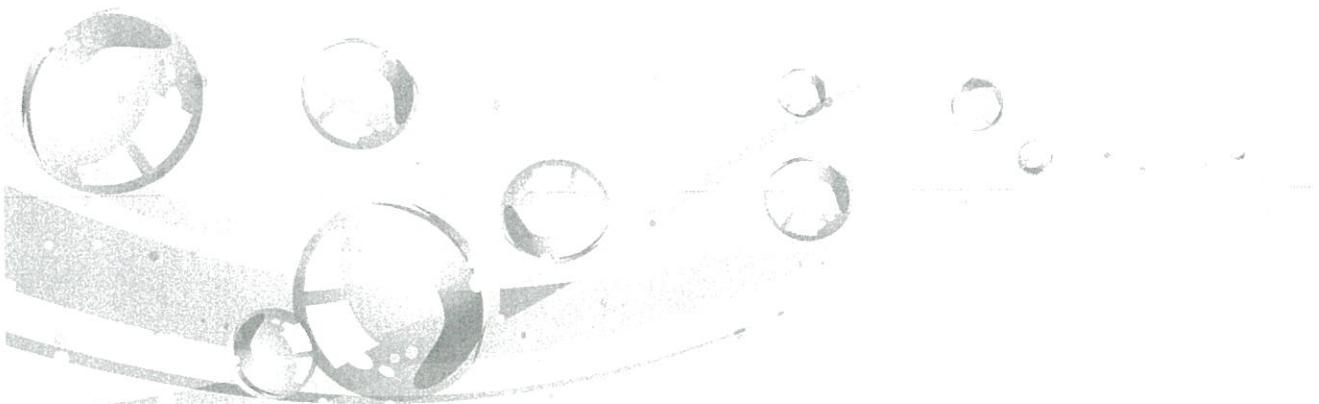
部会長 小山 浩

事業部会

部会長 吉村英樹

質疑応答

適正処理推進部会



部会長
谷山紀行

平成26年度

適正処理推進部会 活動方針及び活動計画

1. 活動方針

市町村固有の事務である一般廃棄物の処理は、計画収集を前提に区域を定めた一般廃棄物処理計画によって、適正処理の確保に努めなければならない。その計画に従って適正に業務を遂行することは、我々業者の当然の責務である。

当部会は、特に全国環整連水再生システムの実施を基本に、責任ある適正業務の実施を目指し活動する。

また、今後起こりうる諸問題を未然に防ぐとともに、発生した問題については現地支援を通じ解決を図り、組合員の業務の安定的継続に努める。

2. 活動計画

- 1) 全国環整連水再生システム運用支援
- 2) 法令を遵守した適正業務の推進
- 3) 原価計算に基づいた適正料金の推進
- 4) 凈化槽清掃率 100%実施に向けた3者一括契約の推進
- 5) し尿収集計画の推進
- 6) 区域割り・新規許可問題等解決の為の現地支援
- 7) 合理化協定締結・転換業務・転換業者への確立

3. 委員会構成

- 1) 適正業務委員会
- 2) 合理化委員会
- 3) 現地支援委員会

净化槽部会



部会長
牧野好晃

平成26年度

浄化槽部会 活動方針及び活動計画

1. 活動方針

浄化槽は、下水道と比較して、安価で工期も短く、地震にも強く、世界に誇れるものとして日本人が作った。

しかし、分散設置された浄化槽の維持管理は、清掃・保守点検・法定検査の3つの異なる業種の人達の組み合わせで行っており、一元管理が出来ておらず「いい加減な維持管理」と指摘がある。

浄化槽が恒久的に使用されるには、清掃・保守点検・法定検査3業種が連携し、経時的な記録を基に適切な作業を行い、良好な水質を保持することが重要である。

全国環整連は、統一ソフトにより、3つの業種が必要な情報をそれぞれに申し送りを行い、処理水質向上の為に連携を図ることを開始した。

部会は、組合員全員が、オンラインによる3業種連携の下、水質に責任を持った維持管理を実施し「水再生業者」となることに全力で取り組むことを方針とする。

2. 活動計画

(1) 3業種連携した維持管理体制の確立

- 1) 技術上の基準を満たした維持管理業務の徹底
- 2) 保守点検の作業時間と回数及び法定検査の実施サイクルの見直し
- 3) 全国新清掃記録票による保守点検との連携、良好な水質の確認方法
- 4) 浄化槽管理者と3業種での自動引落・自動更新による一括契約の推進
- 5) 清掃率100%の推進、清掃に関する問題点の改善
- 6) 現地による部会・研修会の開催

(2) 音と光による送風機停止警報器の設置促進

(3) 高齢者独居世帯における人頭制、使用水量制など変動可能な料金体系案の作成

(4) 環境省との協議

- 1) 送風機停止警報器常設の省令化
- 2) 法定検査判定基準の統一化、BOD(年1回)検査方法の検証
- 3) 保守点検の作業時間及び回数の一貫性
- 4) 清掃に関する問題

浄化槽清掃業許可の技術上の基準

昭和 58 年 5 月 18 日 法律第 43 号公布

[浄化槽法]

第 35 条（許可）

浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

第 36 条（許可の基準）

市町村長は、前条第 1 項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 1 その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

[浄化槽法施行規則]

第 11 条（浄化槽清掃業の許可の技術上の基準）

法第 36 条第 1 号 の規定による技術上の基準は、次のとおりとする。

- 1 スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。
- 2 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。
- 3 パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有していること。
- 4 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び 2 年以上実務に従事した経験を有していること。

廃掃法の解説（昭和 59 年 6 月 1 日 第 5 版）

〔廃掃法〕第 9 条第 4 項（し尿浄化槽清掃業）

第 1 項の許可を受けた者は、厚生省令で定める技術上の基準に従い、し尿浄化槽の清掃を行わなければならない。

〔廃掃法施行規則〕第 7 条第 9 号（し尿浄化槽の清掃の技術上の基準）

し尿浄化槽の点検及び清掃の記録を 2 部作成し、一部をし尿浄化槽の管理者に交付し、一部を自ら 3 年間保存すること。

〔解説〕

第 9 号でいう点検は、保守点検業者の行う点検ではなく清掃業者が清掃に先立って行う点検をいうものであるが、これらの記録の作成は、し尿浄化槽を一時的、単発的に見て清掃行為を行うのではなく、経時的に管理する必要性から義務付けられているものである。

保守点検回数

[浄化槽法施行規則]
(保守点検の回数の特例)

単独浄化槽

第6条 みなし浄化槽に関する法第10条第1項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに1回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
全ばつ氣方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	3月
	2 処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	2月
	3 処理対象人員が301人以上の浄化槽	1月
分離接触ばつ氣方式、分離ばつ氣方式又は単純ばつ氣方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
	2 処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	3月
	3 処理対象人員が301人以上の浄化槽	2月
散水ろ床方式、平面酸化床方式又は地下砂ろ過方式		6月

備考 この表における処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別によるし（屎）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302）」に定めるところによるものとする。この場合において、1未満の端数は、切り上げるものとする。

合併浄化槽

2 浄化槽に関する法第10条第1項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに1回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接触ばつ氣方式、嫌気ろ床接触ばつ氣方式又は脱窒ろ床接触ばつ氣方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
	2 処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3月
活性汚泥方式		1週
回転板接触方式、接触ばつ氣方式又は散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1週
	2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（1に掲げるものを除く。）	2週
	3 1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3月

備考 この表における処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別によるし（屎）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302）」に定めるところによるものとする。この場合において、1未満の端数は、切り上げるものとする。

3 環境大臣が定める浄化槽については、前2項の規定にかかわらず、環境大臣が定める回数とする。

4 動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、前3項の規定にかかわらず、必要に応じて行うものとする。

維持管理業務の連携

抜粋

環境対策第 060517001 号
平成 18 年 5 月 17 日

各都道府県・政令市浄化槽行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課浄化槽推進室長

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会における議論について

浄化槽行政の推進については、かねてから御高配いただいているところである。

さて、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会においては、平成 17 年 8 月の中間取りまとめ以降、浄化槽の維持管理に係る業務の在り方、国民への普及啓発の一層の推進及び単独処理浄化槽の対策について審議が行われてきたところであるが、今般、別添のとおり現時点における議論の整理が行われたところであり、その概要等は下記のとおりであるので、貴都道府県・市におかれても参考にされたい。

なお、同専門委員会においては、引き続き浄化槽に関する今後の方向性について審議が行われているところであるので、併せて御承知おきいただきたい。

おって、貴管下市町村に対する周知方よろしくお願ひする。

記

第 1 浄化槽の維持管理に係る業務の在り方

1 透明性・説明責任性の向上

(1) 浄化槽全般に関する理解の促進

～省略～

(4) 業務の連携

保守点検、清掃及び法定検査の連携が不十分であるため、使用者等にとって、各々の業務の時期、内容、必要性やそれぞれの関係について理解しづらくなってしまっており、使用者等の不信感を醸成することにもつながっていることから、業者間の十分な連絡を図ることはもちろん、保守点検や清掃の作業内容・結果を指定検査機関に集積することを検討することが必要であるなどとされたこと。

これによれば、上記の趣旨を踏まえた検討を行うとともに、浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査について、更に連携を深め、組織的な維持管理体制の整備を図ることが望ましいと考えられること。

浄化槽の記録等 電子化

各都道府県・政令市 浄化槽行政主管部（局）長 宛

厚生省生活衛生局水道環境部 環境整備整備課浄化槽対策室長 通知

※通知公布日 衛淨 6 号 平成 10 年 3 月 24 日

〔浄化槽法施行規則〕

第5条 浄化槽管理者は、法第10条第1項の規定による最初の保守点検を、浄化槽の使用開始の直前に行うものとする。

2 浄化槽管理者は、法第10条第1項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成しなければならない。ただし、法第10条第3項の規定により保守点検又は清掃を委託した場合には、当該委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）は、保守点検又は清掃の記録を作成し、浄化槽管理者に交付しなければならない。

3 受託者は、前項ただし書の規定による保守点検の記録を交付しようとするとき（次項の規定により保守点検の記録に記載すべき事項を提供しようとするときを含む。）は、浄化槽管理者に対し、その内容を説明しなければならない。

4 受託者は、第2項ただし書の規定による保守点検又は清掃の記録の交付に代えて、第6項の定めるところにより、当該浄化槽管理者の承諾を得て、当該記録に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該受託者は、当該記録の交付したものとみなす。

1 電子情報処理組織（受託者の使用に係る電子計算機と浄化槽管理者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 受託者の使用に係る電子計算機と浄化槽管理者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された保守点検又は清掃の記録に記載すべき事項を電気通信回線を通じて浄化槽管理者の閲覧に供し、当該浄化槽管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出を行う場合にあつては、受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

2 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（第36条及び第50条において「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに保守点検又は清掃の記録に記載すべき事項を記録したものと交付する方法

改善命令・罰則

〔浄化槽法〕

(保守点検又は清掃についての改善命令等)

第 12 条

2 都道府県知事は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、10 日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。

(指示、許可の取消し、事業の停止等)

第 41 条

2 市町村長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第 36 条第 1 号の基準に適合しなくなつたとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の 1 に該当するときは、その許可を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1 第 12 条第 2 項の命令に違反したとき。

第 62 条 第 12 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、6 月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する

第 66 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 59 条、第 62 条、第 63 条及び第 64 条（第 8 号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 66 条の 2 第 7 条の 2 第 3 項又は第 12 条の 2 第 3 項の規定による命令に違反した者は、30 万円以下の過料に処する。

〔解説〕（平成 13 年 5 月第 2 版）

浄化槽は構造上の欠陥がある場合はもとより、その維持管理が適正に行われない場合には、放流先の水域などに生活環境の保全上及び公衆衛生上、重大な影響を及ぼすこととなる。

（省略）

さらに、保守点検又は清掃については、それぞれ技術上の基準に従って行わなければならず、これに従わない場合には、生活環境の保全及び公衆衛生上支障が生じるおそれが極めて大きいと考えられる。

したがって、浄化槽の維持管理に係わる者が保守点検の技術上の基準又は清掃の技術上の基準に従つて保守点検又は清掃を行なつていないと認めるときは、都道府県知事等は、これらの者に対し、必要な改善措置を命じ、又は、浄化槽管理者に対して当該浄化槽の使用停止を命じることができることとされている。

第 2 項は、浄化槽の不適正な維持管理による生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を未然に防止すること、あるいは、迅速かつ確実に除去することを目的とした規定であり、当該基準に適合しない維持管理を行なつたことについての故意・過失の有無にかかわらず改善命令を行うことができる。

全国新清掃記録票(20人槽以下)

認印 清流 不在

清掃実施日	H25年 12月 13日	作業時刻	13:45 ~ 14:58	天候	晴れ
建築物用途	住宅	契約種別	一括契約	・	単契約
自社番号		地図番号	10 A-1		
一括契約番号	111111	電話番号	×××-×××-×××		
使用者名又は施設名称	清流 太郎 様	電話番号	×××-×××-×××		
設置場所	○○県○○市○○町○○番地	担当者名	環境二郎 環境		
浄化槽管理者(設置者)	清流 太郎 様	電話番号	×××-×××-×××		
清掃業者名	○○環境㈱	付帯設備	流入・放流ポンプ・油脂分離槽・無		
保守点検業者名	○○メンテナンス㈱	型式	CS	处理方式	小型合併 性能評価型 BOD除去型
メー カー 名	フジクリーン工業㈱	人槽	5人槽	実使用人員	3人 水道の種類 大道・井水等
容	2.063 m³				

測定項目	放流水質				1次処理1室 透視度 pH スカム厚 堆積汚泥厚 読値(m)	1次処理2室 水道メーター 月間平均	保守点検からの申し送り事項
	透視度	pH	スカム厚	堆積汚泥厚			
適正基準	20度以上	5.8~8.6					6/7 汚泥移送量12.0 /分→8.0 /分
清掃	H24年12月 14日	26 度	6.9	10 度	2 cm	16 cm	35 cm 33.4
保 寶	H25年 2月 20日	25 度	7.4	14 度	0 cm	6 cm	10 cm 843
保 寶	H25年 6月 7日	18 度	7.3	12 度	0 cm	12 cm	13 cm 961
法定検査	H25年 8月 20日	17 度	7.2	11 度	0 cm	10 cm	24 cm 1039
保 寶	H25年10月 2日	18 度	7.1	15 度	2 cm	15 cm	12 cm 1086
今 回 清 掃 時	34 度	7.1	16 度	4 cm	22 cm	15 cm	月間平均 32.1

清掃時の点検及び作業内容	清掃箇所		清掃汚泥量	張り水
	1次処理装置第1室	0.49 m³		
異常な臭気 <input checked="" type="checkbox"/> 有 下水臭・腐敗臭・()	1次処理装置第2室	0.99 m³	100%の確認 ✓	張り水の種類
流入水異常 <input checked="" type="checkbox"/> 有 水量過多・油脂類過多・洗剤過多・異物混入	2次処理装置(水温16 °C)	0.58 m³	[再生水]	[水道水]
本体の漏水 <input checked="" type="checkbox"/> 有 1次処理(1室・2室)・2次処理・ポンプ槽	流入・放流ポンプ槽	m³	[変形・破損・異常水位跡・流入管・放流管]	[変形・破損・異常水位跡・流入管・放流管]
設備の異常 <input checked="" type="checkbox"/> 有 变形・破損・異常水位跡・流入管・放流管	[部品(脱落・浮上)・隔壁破損・損傷流出]	m³	[部品(脱落・浮上)・隔壁破損・損傷流出]	[変形・破損・異常水位跡・流入管・放流管]
経過観察 <input checked="" type="checkbox"/> 有 配管類破損・マンホール等・ポンプ故障	洗淨水	0.25 m³	[その他]	[その他]
プロワの異常 <input checked="" type="checkbox"/> 有 停止・振動・騒音・発熱	汚泥引抜量合計	2.31 m³	再生水の水質	
警報器の異常 <input checked="" type="checkbox"/> 有 停止・騒音・発熱・警報発報	再生水張り水量	1.51 m³	透視度 50 度	
逆洗作業 <input checked="" type="checkbox"/> 有 1次処理・2次処理	汚泥搬出量	0.80 m³	pH 7.8	
強制攪拌作業 <input checked="" type="checkbox"/> 有 1次処理(1室・2室)・2次処理	パキューム車		汚泥濃縮車	1 台
設備の洗浄 <input checked="" type="checkbox"/> 有 マンホール・配管及び装置類・槽内壁等・流入升・放流升	kℓ車 台	kℓ車 台		
汚泥処分先 <input checked="" type="checkbox"/> ○○環境衛生センター	kℓ車 台	kℓ車 台	給水車	台

保守点検への申し送り事項		法定検査の欄		清掃結果の判定	
保守点検時の設定	今回清掃時の設定	検査判定結果	適正・不適正	1. 处理機能は良好です	
循環水量	0 ℓ / 分 変更 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (停止・ 0 ℓ / 分)	判定が甘すぎ	透視度15度未満(不可)	2. 改善措置を行いました	
移送水量	8 ℓ / 分 変更 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (停止・ 0 ℓ / 分)	検査日	H25年8月20日	このままご使用下さい	
流量調整	ℓ / 分 変更 無・有 (停止・ ℓ / 分)	透視度20度未満で措置が必要です		3. 改善点があります	
空気逃げ調整	変更 無・有 (停止・全閉から 回転)	循環水を停止して下さい		保守点検業者に連絡します	
逆洗タイマー設定	2回 / 1日 5分 / 回 変更 無・有 (2:00) (3:00) (:) (:) (:)				

全国新保守点検記録票(20人槽以下)

3年間保存

認印 **清流** 口ご不在
契約種別 一括契約・単契約
地図番号 10 A-1

保守点検実施日	H25年 10月 2日	作業時刻	14:24 ~ 15:10	天候	晴れ
一括契約番号	111111	建築物用途	住宅	契約種別	一括契約・単契約
使用者名又は施設名称	清流 太郎 様	自社番号		地図番号	10 A-1
設置場所	○○県○○市○○町○○番地				
浄化槽管理者(設置者)	清流 太郎 様				
保守点検業者名 (保守点検登録番号)	○○メンテナンス株 (○○県第12345号)		×××-×××-×××		
清掃業者名	○○環境株	型式	CS	付帯設備	流入・放流ポンプ・油脂分離槽・無
メーク一 容 量	2,063 m ³	人槽	5人槽	実使用人員	3人
プロワ風型式	MX-80	プロワ交換日		水道の種類	水道・井戸等

測定項目	今回点検結果	法定検査	保守点検	前回清掃	法定検査からの申し送り事項
		H25年8月20日	H25年6月7日	H25年8月20日	H24年12月14日
① 好気性生物反応槽内DO	1.4 mg/l	0.1 mg/l	0.7 mg/l	0.9 mg/l	検査判定結果 通常・不適正
② 2次処理流出水 NO _x -N	④ -	+ -	④ -	④ -	判定がトライ・透視度15度未満(不可)
③ 処理水 pH	7.1	7.2	7.3	7.4	検査日 H25年8月20日
④ 槽内水温	25 °C	29 °C	24 °C	13 °C	透視度20度未満で措置が必要です
⑤ 1次処理1室スカム厚	2 cm	0 cm	0 cm	0 cm	循環水を停止して下さい
⑥ 1次処理1室堆積汚泥厚	15 cm	10 cm	12 cm	6 cm	
⑦ 1次処理2室スカム厚	2 cm	2 cm	1 cm	0 cm	
⑧ 1次処理2室堆積汚泥厚	12 cm	24 cm	13 cm	10 cm	
⑨ 1次処理流出水透視度	15 cm	11 cm	12 cm	14 cm	
⑩ 2次処理流出水透視度	18 cm	17 cm	18 cm	25 cm	
⑪ 放流水残留塩素濃度	0.2 mg/l	0.2 mg/l	0.1 mg/l	0.1 mg/l	清掃からの申し送り事項
⑫ 処理水 NO _x -N	- mg/l	- mg/l	- mg/l	- mg/l	12/14 強制攪拌(1次処理2室)を実施しました
⑬ 処理水 NH _x -N	- mg/l	- mg/l	- mg/l	- mg/l	
⑭ 処理水 PO ₄ -P	- mg/l	- mg/l	- mg/l	- mg/l	
⑮ 水道メーター読み値	1086.4 m ³	1039.2 m ³	961.1 m ³	843.4 m ³	
⑯ 日平均汚水量	1.08 m ³ /日	1.07 m ³ /日	1.08 m ³ /日	1.06 m ³ /日	
⑰ プロワ風量(l/分)	54	-	52	54	

点検項目及び作業内容						
プロワ作動状況・フィルター洗浄等	A	流入	流入状況(異物・油脂類の混入)	A	越流せきの水平・固定状況	
制御機器	A	埋設空気配管の破損・閉塞の状況	A	スカムの生成状況	1 cm B	
制御・安全機器作動状況	A	1次	第1室の状況	A	汚泥の堆積状況	10 cm B
停止警報器の作動状況	A	第2室の状況	A	汚泥の状況	A	
循環装置の作動状況・管内洗浄等	B	処理	移流口等の状況	A	消毒剤の接触状況	A
循環装置	B	ばっ氣の状況		消毒槽	前回補充量 残留量 補充量	
移送装置の作動状況・管内洗浄等	A	ばっ氣攪拌の状況	A	3錠 9錠 3錠	薬剤の名称 ポンシロール	
移送装置	A	好気性空気配管等(閉塞・破損)	A		自動制御機器の作動	
流量調整装置の作動・調整状況・管内洗浄等	A	生物	微小後生動物の増殖状況	A	No1ポンプの作動状況	
流量調整装置	A	反応槽	発泡の状況	A	No2ポンプの作動状況	
船体	A	接觸材・移流部の状況		配管・配線(漏電等)の状況		
・スラブ	A	剥離汚泥の状況		スカム及び汚泥の状況		
スラブ	A	生物膜の状況			1次処理 2次処理	
・荷重(槽上部)の状況	A	逆洗装置の作動状況		衛生害虫の発生状況	A A	
マンホール	A	担体の状況(磨耗等)	A	臭気の発生状況	A A	
雨水・土砂の混入の状況	A	担体の流動状況	A	槽内水の越流状況	A A	
管渠	A	担体の充填状況	A	水位上昇の状況	A A	
管渠の破損・接合状況	A	担体の状況(磨耗等)	A	短絡水流の状況	A A	
雨水・地下水・土砂の流入状況	A	ろ過装置流入部の水位	A	内部設備の変形・破損の状況	A A	
流入管渠の勾配の状況	A	生物逆洗装置の設定 2回/1日	B	隔壁の破損の状況	A A	
放流水管渠の勾配の状況	A	ろ過槽	逆洗装置の作動状況 5分回			

清掃への申し送り事項		法定検査への申し送り事項		保守点検結果の判定	
強制攪拌作業 1次処理(1室・2室)・2次処理		6/7 汚泥移送量12 l/min-8.0 l/min		1. 处理機能は良好です	
循環水量変更 無・有(停止・ 運転調整	l/min)	10/2 循環水停止しました		2. 改善措置を行いました このままご使用下さい	
移送水量変更 無・有(停止・ 流量調整	l/min)	逆洗1回1日5分→2回1日5分		3. 改善点があります	
事項 空気逃がし調整変更 無・有(停止・全閉から 逆洗タマー設定変更 無・有(2:00)(: :)(: :)	回転)				
報告書 プロワ交換(本体・部品)・改良() 漏れ水 1次処理(1室・2室)・2次処理・ポンプ槽 事項 槽内及び付帯設備の異常・清掃時確認依頼 漏水・ろ材(脱落・浮上)・隔壁破損・担体流出・配管類破損・ポンプ故障					

A:正常です B:調整しました C:部品の交換等の改善を行いました D:要観察、次回保守点検まで様子を見ます E:部品交換、修理等の改善が必要です

M E M O

下水道部会



部会長
木村俊哉

平成26年度

下水道部会 活動方針及び活動計画

1. 活動方針

下水道によって整備されている現実を踏まえ、今後は下水道維持管理業務の受託に向けた取り組みを進めるとともに、下水道法改正に耐えうる体制づくりに全力で取り組むことを方針とする。

平成26年1月、国土交通省・農林水産省・環境省より「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」が発表された。今後、10年程度で汚水処理施設の概成を目指すとされ、浄化槽の役割が大きくなると予想される。

我々は、三業種が連携した浄化槽維持管理体制を確立するため、水再生システムにより水質に責任を持った水再生業者とならなければならない。

2. 活動計画

(1) 受託業務

分類	施設	発注者	受託業務	資格(実務経験)	受託方法
処理施設	流域下水道	都道府県	運転管理業務 水質検査業務 汚泥処理業務 (リサイクル)	第3種技術検定(2年) 酸素欠乏危険作業主任者 <u>※規模に応じた実務経験を受託条件とする場合もある</u>	入札 (一般競争) (指名競争) (総合評価) (指定管理者) (フットザル) (包括的民間委託)
	公共下水道	市町村		浄化槽管理士 浄化槽技術管理者 酸素欠乏危険作業主任者	
	特環下水道	市町村		廃棄物処理施設技術管理者 (し尿・汚泥再生処理施設) 酸素欠乏危険作業主任者	
	農集排	市町村			
	し尿処理施設 (汚泥再生処理センター)	市町村 広域連合 一部事務組合			
管路施設	全般	都道府県 市町村	管路清掃業務 管路調査業務 管路補修工事 管路更生工事	下水道管理技術認定試験 酸素欠乏危険作業主任者	随意契約

(2) 下水道法改正に耐えうる体制づくり

- 1) 水再生システムによる浄化槽維持管理体制の確立
- 2) 水再生システムの弛まぬ見直しと実現

全国環整連 水再生システム

浄化槽の維持管理は、清掃・保守点検・法定検査の実施が浄化槽法で定められております。

清掃・保守点検は技術上の基準に基づき作業を行わなければなりません。しかしながら、一部地域では一律年12回の保守点検を行うところもあれば、業者によって作業内容のバラツキも見受けられます。また、同月に清掃、保守点検が重なるなど、設置者からしてみれば、これが本当に信頼できる維持管理なのかという指摘もあります。そこで全国環整連は、技術上の基準に基づく作業の平準化と浄化槽の処理機能を發揮、維持することのできる間隔での作業月の設定、清掃・保守点検・法定検査間の申送りによる連携を強化し、誰から見ても信頼される水質に責任をもった維持管理を行うことを目的に構築しました。

特に清掃については、従来までのただ引き抜く作業から、浄化槽の1年間の水質・汚泥の体積状況を確認し、清掃時に維持管理の総合的な判断を適切に行い、清掃を実施し、清掃後の処理機能を速やかに立ち上がる為の調整も行ってまいります。

システムの認証には4段階の種類があり、それぞれ企業に対して認証を行います。企業を認証することで、個々のスキルアップは勿論のこと、企業全体で運用することにより、適正な維持管理の徹底がシステム的に行えることになります。

また、県・市町村からも浄化槽維持管理状況を閲覧する事ができ、今まで以上監督管理が出来るようになります。

認証の種類と基準

※区域割り	一括契約			新 清掃・保守点検 記録票による全国環 整連浄化槽維持管理 実施サイクル
	法定検査	契約率		
総合認証 A	有り	有り	60%以上	実施
総合認証 B	有り	無し	60%以上	実施
技術認証 A	無し	有り	40%以上	実施
技術認証 B	無し	無し	40%以上	実施

※ 業者が区域を定め許可を受けた場合、その許可区域内の処理責任は分散せず明確になる。

一方、複数業者に許可を与え区域を定めない場合は、業者の処理責任は不明確となり、結果として清掃率が低く、市町村の定める処理計画を適正に実施するに困難な現状が有る。

全国環整連 淨化槽維持管理実施サイクル

浄化槽(小型合併)20人槽以下の場合

<基本パターン>

月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
作業名	清掃	○											
	保守点検			△				△				△	
	法定検査								11条検査				

【清掃】

目的 : 放流水質悪化の予防、低下した浄化槽の機能を回復する作業および早期立ち上がりのための調整

※全国新清掃記録票により1年間の水質・汚泥の生成状況を確認し、維持管理および処理状況に対する総合的な判断を行う。

清掃月の設定 : 清掃の月は「使用開始月」より12ヶ月後の1月とする。

【保守点検】

目的 : 浄化槽の機能維持及び水質向上を目的とする作業。

点検月の設定 : 保守点検月は「清掃月」より2ヶ月後に設定し、その後は4ヶ月毎（省令回数）に法定通りの設定とする。

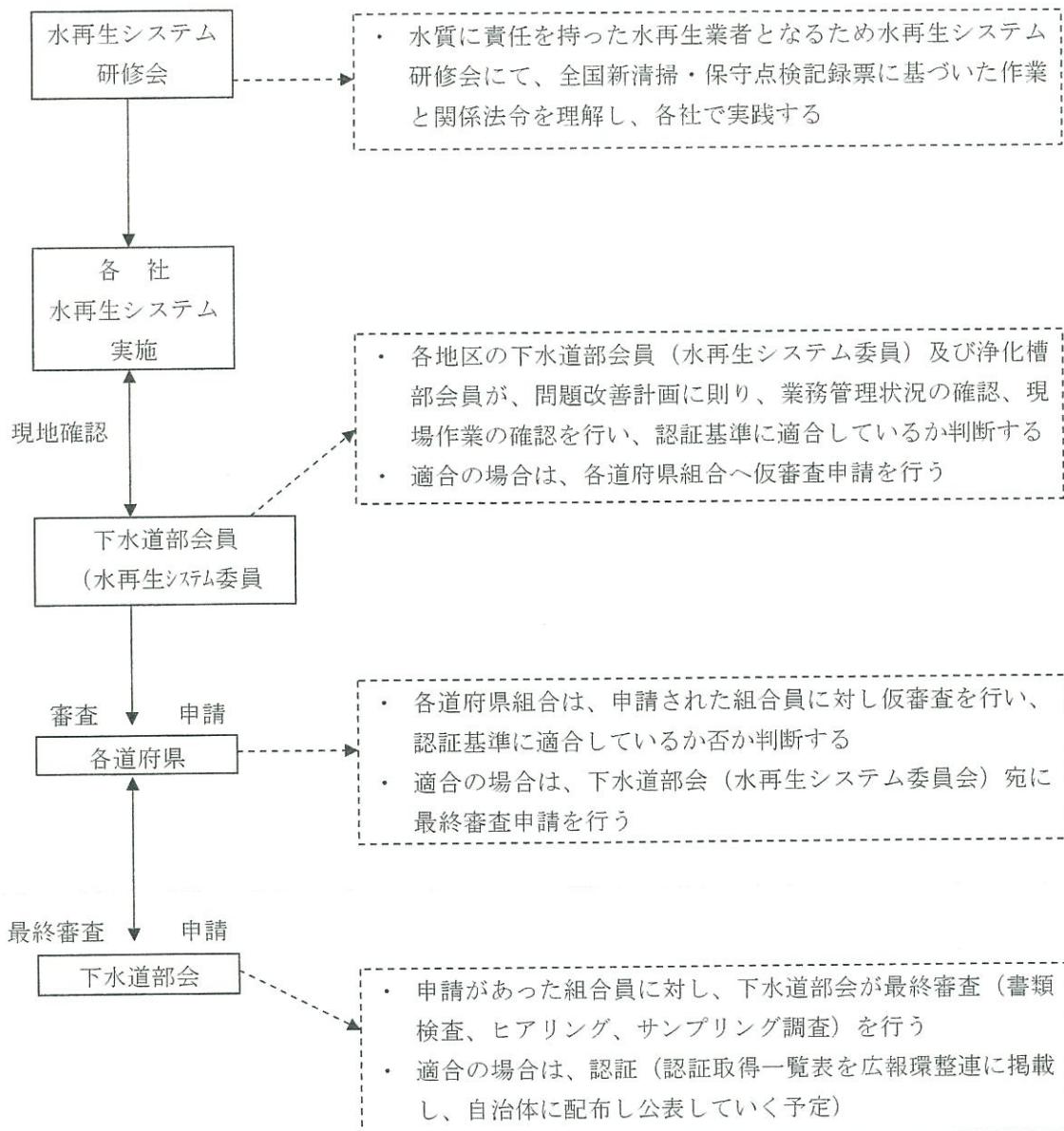
【法定検査】

目的 : 良好的な水質維持のため、適正な対処方法を清掃・保守点検業者に具体的に指示し、機能維持・回復を図る。

検査月の設定 : 11条検査の月は「清掃月」より7ヶ月後の、8・9・10月の3ヶ月の間とする。

【一括契約】 : 清掃・保守点検・法定検査業務の一括契約（自動引落し）による料金支払の簡便化により設置者サービスに努め三業種の連携により良好な水質を維持する。

認証フロー



更新

- ・認証取得後、有効期限は2年間
- ・その後、2年ごとに更新審査（現地確認→更新審査）
ただし、更新について認証種別の変更可能な状況が整えば、2年の期間を待たずに現地確認並びに更新審査を申請する事は可能

M E M O

循環資源推進部会



部会長
小山 浩

平成26年度

循環資源推進部会 活動方針及び活動計画

1. 活動方針

昨年、小型家電リサイクル法が施行され、認定事業者数は35社となり、新規で一般廃棄物を取り扱う業者が生まれる道筋がまた1つ増えた。

我々業者は、この事を踏まえ、自らが新規事業に真剣に取り組まなければならない。

また、各種リサイクル法は見直しの時期を迎えており。我々は、リサイクル法の改正に合わせて自らの業務を確保する必要がある。

今後部会は、収集だけの業務から、リサイクルも含めた発展・拡大性の有る事業を提案していく。

その上で、現業務の確保、法の改正など、現地支援と情報提供を、各道府県とのコミュニケーションを深めながら行っていく。

2. 活動計画

(1) 新規事業への取り組み

- 1) 積替え保管の推進
- 2) リサイクル業務への推進

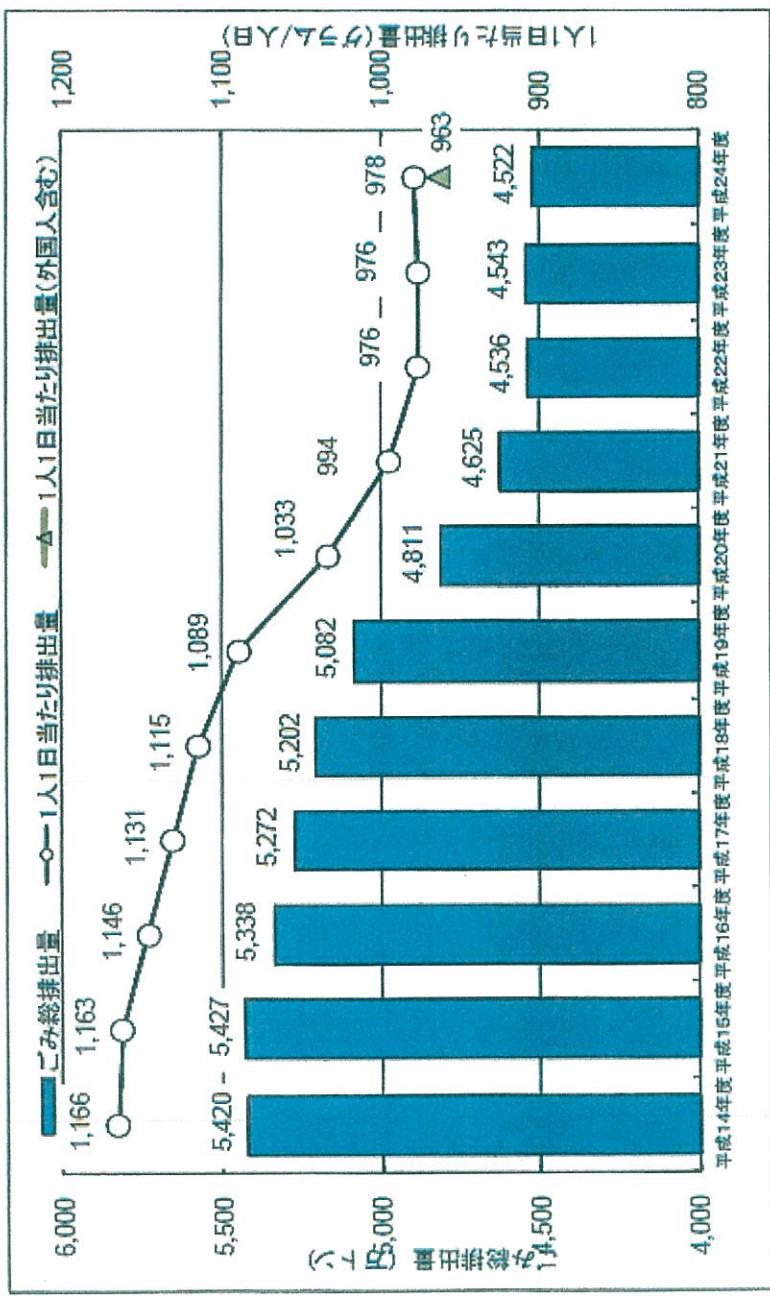
(2) 入札問題、処理計画策定への対応

- 1) 規制緩和問題への対応
- 2) 新規許可乱発の阻止
- 3) 料金問題への対応

(3) 適正業務に向けた取り組み

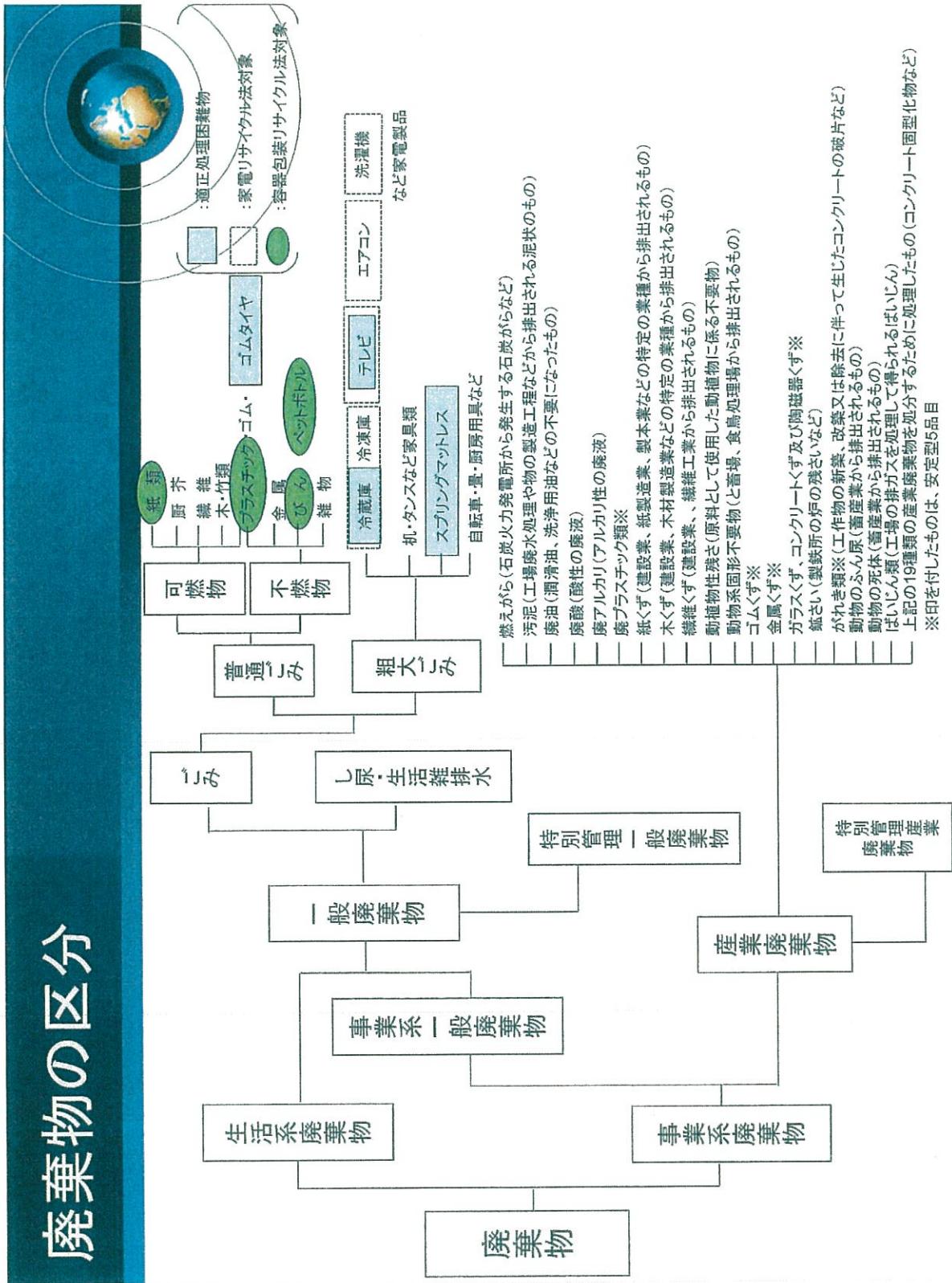
- 1) 廃棄物処理法に関する研修会（各県の現状を踏まえた研修会）

ごみ総排出量と一人1日当たりごみ排出量の推移



環境省日本の廃棄物処理より

廃棄物の区分



環廃対発第 1410081 号
平成 26 年 10 月 8 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律
の適正な運用の徹底について（通知）

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）が目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上では、廃棄物の適正処理が基本であり、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要である。

市町村の処理責任の性格については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 20 年 6 月 19 日付け環廃対発 第 080619001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知。以下「6.19 通知」という。）で周知したとおり、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合でも、引き続き市長村が有するものである。また、許可業者に行わせる場合にあっても、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である。

この市町村以外の者に一般廃棄物処理業の許可を与えて行わせる場合の考え方に関して、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決（別添資料参照）において、市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可処分は許可更新処分について、その取消訴訟における原告適格を有するとの判示がなされた。

一方、市町村が処理委託した一般廃棄物に関連して、大規模な不適正処理事案が発生しているが、依然として解決を見ないまま長期化している状況にある。

このような状況を踏まえ、改めて下記事項に留意いただき、都道府県知事におかれましては貴管内市町村に対し、廃棄物処理法の適正な運用の徹底のため周知徹底及び指導方お願いしたい。

記

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに

廃棄物処理法施行令第3条各号に規定する基準（以下「処理基準」という。）に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。このため、仮に不適正な処分が行われた場合には、生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずることが求められる。

廃棄物処理法第6条の2第2項の規定における「市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分」とは、市町村自ら行う場合と市長村が委託により行う場合の両方を指しており、両者を同様に扱っていることから、市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。

この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものであり、市町村が委託基準を遵守したか否かにかかわらず、市町村は、受託者と連帶して生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずる必要がある。さらに、それらの措置が十分でない場合には、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

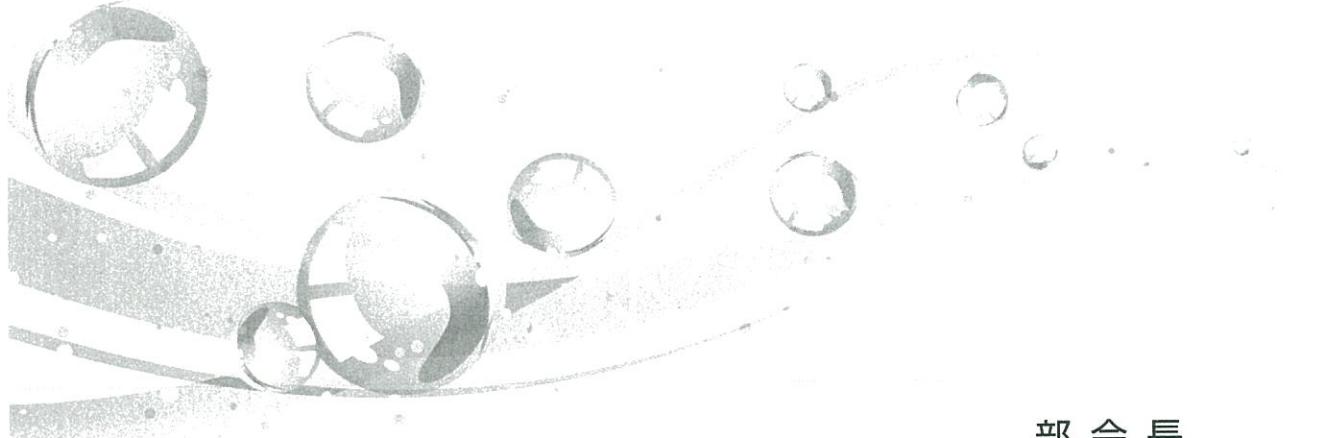
2. 最高裁判決の趣旨

平成26年1月28日の最高裁判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」との考えに基づき判断されたものである。

したがって、仮に市町村長が一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を適切に考慮せずに一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分を行った場合には、既存業者からの訴えにより当該許可処分等は取り消される可能性があるということになる。これは新たな許可処分に限定されるものではないことにも留意する必要がある。

当該判決は、これまで6.19通知等により周知してきた廃棄物処理法の目的及び趣意に沿ったものであることから、これを機に、一般廃棄物処理を市町村以外の者に委託し又は許可を与えて行わせる場合を含めて、廃棄物処理法の目的及び趣意を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用をなされたい。

事業部会



部会長
吉村英樹

平成26年度

事業部会 活動方針及び活動計画

1. 活動方針

我々業界の10年先を考えた時、廃棄物の資源化がバイオマスという観点からさらに加速し、世の中に定着していくと考えられる。

汚泥を含む有機物は、廃棄物から再資源化され有効利用していく方向性でなければならない。

当部会は、これからの中世の中に求められる環境の変化に対応していくために資源循環の流れを創り出す新規事業の開拓・調査をしながら先進事例などを分析し、付加価値を見つけ出すとともに組合員の事業の発展に寄与する。

2. 活動計画

(1) 技術調査事業

- 1) 集排バイオ泥の利活用調査
- 2) バイオマスを活用した産業化の調査研究
- 3) JARUS、JORAとの連携

(2) 研修会の開催

- 1) SWOT分析によるケーススタディを用いた視察研修会
- 2) JARUS受託事業

(3) 農集排施設の下水道繋ぎ込み調査研究

H26年度 環整連 執行部会 5部会一覧

執行部は会長、副会長、専務理事、常任理事、部会長をもって構成する。
執行部会は青年部長、相談役も出席し、その他会長が出席を要請した者をもって行う。

目的	現地支援を基本として、各部会にて諸問題に適正に対応出来るシステムを構築する。 部会活動を通じて人材の育成・組織の強化を図る。
----	---

会長	玉川 晴和
副会長	永澤 良次 黒瀬 栄治 大西 明
常任理事	谷川 順則 丹野 秀樹 西村 博文 中村 隆
部会長	谷山 紀行 牧野 好晃 木村 俊哉 小山 浩 吉村 英樹
相談役	根本 茂
青年部長	宮原 靖明

適正処理推進部会	
新規問題	
廃棄物処理計画・地区割り (し尿、浄化槽、ゴミ)	
合理化問題（協定書、 グランドルール、転換業務）	
自治体対策（廃棄物処理計画、 地区割り、料金問題）	
生活排水処理計画	

浄化槽部会	
3業種連携した維持管理体制の確立	
技術上の基準を満たした維持管理業務の徹底	
浄化槽管理者と3業種 一括契約の推進	
保守点検の作業時間と回数及び 法定検査実施サイクルの見直し	
音と光による送風機停止警報器の設置促進	
環境省との協議	
維持管理マニュアルの作成	

下水道部会	
下水道維持管理業務受託に向けた取組み	
下水道法改正に耐えうる体制づくり (全国環整連水再生システム)	

循環資源推進部会	
規制緩和による諸問題 (新規参入問題/ ゴミの陸揚・人札問題)	
民間委託 (直営業務の民間委託への推進)	
合理化による転換業務	
適正業務、適正処理	
リサイクル事業の推進	
適正業務及び料金積算 (し尿、ゴミ)	

事業部会	
脱水濃縮・汚泥処理 (炭化、バイオ、コンポスト)	
リサイクル (マテリアル、ケミカル、 サーマル、RDF)	
モデルプラント建設 (補助金、コスト)	
浄化槽汚泥処理システム	
PFI事業	
JARUS受託事業	
(社)日本有機資源協会	

担当副会長	大西 明	京都
◎部会長	谷山 紀行	広島
幹事	塩谷 徹	京都
副幹事	足立 俊治	〃
	丹羽 正道	北海道
	佐藤 親志	〃
	掛村 隆二	青森
地区担当 (北海道・東北)	富樫 龍紀	秋田
"	大粒来和彦	岩手
	小畑 刚	〃
	砂川 利男	〃
	閑根 信	〃
	難波 真一	山形
	斎藤 実	〃
	富樫 邦男	〃
	酒井 和彦	〃
	齐藤 ゆかり	〃
	永澤 光浩	宮城
	井上 安弘	〃
	菊地 大	〃
現地支援 副委員長	松宮 秀泰	福島
	野口 孝郎	〃
	大瀬 清徳	新潟
	武田 修一	〃
	渡辺 修一	〃
	佐藤 淳雄	〃
	勝俣 正弘	山梨
	阿南 敏典	〃
	正木 徳栄	〃
	橋田 昭仁	〃
合理化 副委員長	工藤 進一	静岡
	永田 晴康	〃
現地支援 委員長	田中 順一	岐阜
地区担当 (東海・近畿)	溝口 雅也	〃
適正業務 委員長	木村 俊哉	三重
合理化 委員長	竹之内米貴	滋賀
	成田 健也	〃
適正業務 副委員長	宮原 靖明	和歌山
	上嶋 豊治	〃
	西堂 義一	兵庫
	浜崎 和志	〃
現地支援 副委員長	本長 韶太	広島
	鈴木 秀樹	〃
	沈 勝義	〃
	茂木 敏植	〃
	三好 恵彦	山口
地区担当 (中国・四国)	山口 稔	徳島
	岡田 卓生	高知
	戸田 明	〃
地区担当 (九州)	山村 勝己	福岡
	山田 山紀	〃
	中村 博起	佐賀

◎部会長	牧野 好晃	岐阜
副部会長	高山 浩一	広島
副部会長	山口 弘喜	京都
委員長	田中 剛	岐阜
副委員長	有澤 宏之	高知
副委員長	諫山 寿雄	福岡
幹事	鈴木 誠士	〃
幹事	山本 英樹	山梨
	行方 将泰	北海道
	竹端 敏児	〃
	佐々木 剛	青森県
	今 貴幸	〃
	平元 豊	秋田県
	平元 雄	〃
	豊口 裕	〃
	閑根 信	岩手県
	大粒来 和彦	〃
	黒沢 利宏	山形県
	畠中 研一	〃
	菅原 幸司	〃
	大場 日吉	〃
	高橋 光徳	宮城県
	佐藤 充秀	〃
	根本 正	福島県
	猪俣 孝之	〃
	高野 雄矢	新潟県
	滝沢 正徳	〃
	小田島 篤吉	〃
	成田 学	〃
	天野 欽司	山梨県
	向山 日出男	〃
	飯塚 泰行	静岡県
	石野 光良	〃
	河本 泰洋	三重県
	北山 敏行	〃
	北川 浩	滋賀県
	田中 雅裕	京都府
	玉置 忠義	和歌山县
	橋本 長治	〃
	中林 和樹	兵庫県
	小間坂 ひとみ	徳島県
	松本 宗貴	佐賀県

◎部会長	木村 俊哉	三重
役員	大西 明	京都
"	西村 博文	鳥取
"	牧野 好晃	岐阜
"	吉村 英樹	和歌山
水再生システム 委員長	宮原 靖明	〃

◎部会長	小山 浩	滋賀
林 幹雄	北海道	
江本 勝典	〃	
山口 浩司	青森	
山田 孝裕	〃	
糸山 一人	秋田	
鈴木 光夫	〃	
戸井田 喜美雄	〃	
堀川 義美	〃	
北海道・東日本 プロジェクト責任者	閑根 信	岩手
	砂川 利男	〃
	下館 一男	〃
	丹野 秀樹	山形
	大場 和夫	〃
	小林 清人	〃
	後藤 茂貴	〃
	後藤 幹一	〃
	堀籠 太一	宮城
	堀籠 健太郎	〃
	佐々木 義剛	〃
北海道・東日本 プロジェクト責任者	本多 幸雄	福島
	川口 幸平	新潟
	前田 正実	〃
	小柳 秀樹	〃
	斎藤 嘉昭	〃
東海近畿地区 プロジェクト責任者	市川 充也	岐阜
	近江 則明	〃
	山崎 泰伸	三重
	原田 日出夫	〃
	竹之内 米貴	滋賀
	三穗 庄司	京都
	清水 秋子	奈良
	小椋 孝一	和歌山
	知念 義徳	〃
	上平 貞広	〃
	中島 正剛	〃
	柴 秀明	〃
	清水 義一	兵庫
	村瀬 信男	〃
	影山 裕之	鳥取
	高岡 稔彦	〃
中国四国地区 プロジェクト責任者	黒瀬 秀哉	広島
	沈 壽武	〃
	大谷 龍夫	山口
	工藤 恵子	徳島
	岡田 卓生	高知

